

令和8年度瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金のご案内

瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金とは

市内子ども会活動の発展に資することを目的とし、補助対象となる経費の半額を補助するものです。(ただし上限3万円まで)。対象となる経費の例は次のページを参照してください。また、詳細は「瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金交付要綱」を参照してください。

交付申請から実績報告までの流れ

令和8年4月 【交付申請】	令和8年6月頃 【補助金交付】	令和9年2～4月頃 【実績報告】
子ども会から交付申請を受け付けます。下記の要領で提出してください。 【申請期間】 4月1日(水)～5月15日(金)	審査の上、問題がなければ、子ども会の口座に、補助金が振り込まれます。	子ども会から実績報告を受け付けます。詳細は2月頃、ホームページに掲載予定のため、それにしたがって提出してください。

↑ 当マニュアルは、「交付申請」の方法について説明するものになります。

交付申請に必要な書類

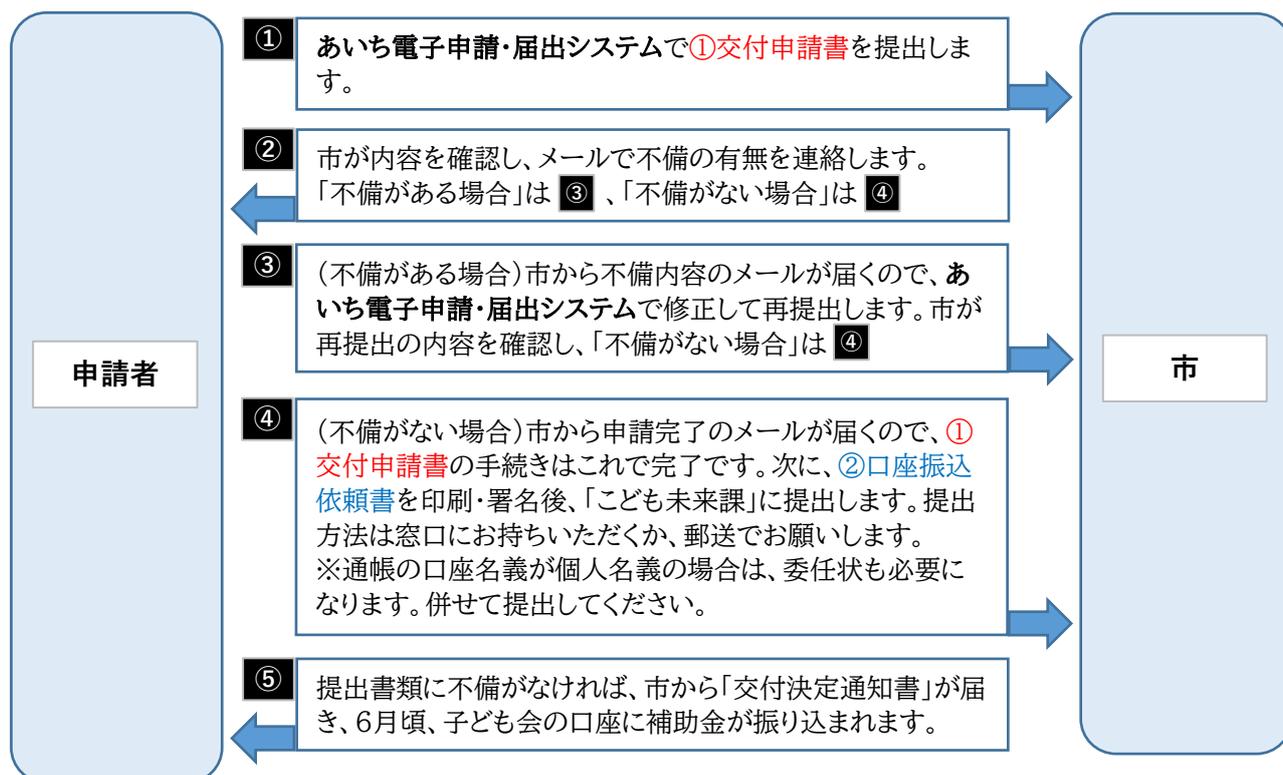
【①交付申請書】 電子申請で提出

●交付申請書 ●事業計画書 ●補助金振込先金融機関の「通帳の表紙」と「表紙裏面」写し

【②口座振込依頼書】 窓口か郵送で提出

※通帳の口座名義が個人名義の場合は、委任状も必要になります。併せて提出してください。

交付申請の流れ



お問い合わせ先 こども未来課 電話番号0561-88-2635

補助対象となる経費(例)		
支出区分	使途目的	具体的な内容
報償費	新入生歓迎会記念品、景品	図書カード、商品券、文房具
	資源回収お礼	お菓子セット(持ち帰り)、図書カード
	町内お祭りご祝儀	現金、お酒(お供え用)
	体験教室講師謝礼	現金
旅費	遠足	電車代
	体験教室講師派遣	講師交通費
需用費	バーベキュー大会消耗品	紙皿、割りばし
	資料作成	コピー代
役務費	瀬子連会費納入	振込手数料、郵送料(切手・はがき代)
	保険代	各保険(傷害補償、賠償補償など)
使用料	遠足	有料道路代、駐車料金
	プラネタリウム鑑賞会	入場券
	クリスマス会公民館開催	公民館使用料
	映画鑑賞会	鑑賞チケット代
賃借料	遠足	貸切バス代

補助対象とならない経費(例)
<p>×その場で食べるためのお菓子、飲み物、お弁当代(バーベキュー大会の食材、イチゴ狩り、お楽しみ会のお菓子など。持ち帰りであれば可、領収書に「お菓子代(持ち帰り用)」などのように記入してください)</p> <p>×会費(瀬戸市子ども会連絡協議会費、各地域の子ども会費など)</p> <p>×子ども会の備品となるもの</p> <p>×大人にかかる支出等(親の入場料やチケット代など)</p>

領収書の注意点

報告時には必ず領収書が必要です。下記の項目を満たす領収書をもっておいってください。

領収書		←「領収書」の明記がある
○△子ども会様		←宛名は子ども会名(漢字の間違いに注意)
金5,000円		
令和8年5月1日	←日付の明記がある(年度をまたいだ領収書になっていないか注意)	
但し貸切バス代として	←品名が明記されている【例:景品代(文房具等)】	
株式会社○△商店	印	←店舗名・印鑑の押印がある ※ネットショッピング等利用時に発行される押印のないものは可

※領収書は上記の項目が満たされているか確認してください。レシート不可

申請の際の注意事項
<p>●入力について、スマートフォンでも入力は可能ですが、パソコンを前提としたデザインのため、なるべくパソコンを使用してください。また、インターネットが利用できる環境で利用してください。</p> <p>●印刷について、基本的にはご自宅等のプリンターで出力したものを提出していただきます。出力が難しい場合は問い合わせ先まで相談してください。</p>